

重大な人権侵害の再発への道を歩むスリランカ-国連報告書

ジュネーブ（2021年1月27日）－ 水曜日に新たに発表された国連報告書は、過去の人権侵害への対処を怠ったスリランカでは人権侵害が繰り返されるリスクが大幅に高まっていると警告している。報告書は、深刻化する免責問題、行政機能の軍事化の進行、民族主義的な言説、市民社会への脅迫など、過去1年間の懸念される傾向を明らかにしている。

スリランカの武力紛争の終焉から約12年、現在の政府は調査と裁判を積極的に妨害し、わずかとは言えこれまでの進展を逆行させ、すべての当事者による重大な人権侵害と虐待に対する免責がこれまで以上に蔓延していると、国連人権理事会決議40/1によって提出された本報告書は述べている。

報告書は、国際社会による監視と予防措置の強化を促し、「スリランカの現在の軌道は、重大な人権侵害を引き起こした政策と慣行の再来に向かっている」と、警告している。

報告書が指摘している早期警告のシグナルには、文民政府機能の軍事化の加速、重要な憲法上の保護規定の逆転、アカウントビリティに対する政治的妨害、排他的な言説、市民社会への脅迫、および対テロ法の運用がある。

2020年以降、大統領は少なくとも28人の現役あるいは退役軍人そして諜報員を主要な行政職に任命したと報告書は述べている。特に問題なのは、内戦の最後の数年間に戦争犯罪や人道に対する罪の疑いで国連の報告で言及された軍高官が任命されたことだ。それには、2019年8月時点で陸軍幕僚長であったShavendra Silvaと、2019年11月時点で国防省長官であったKamal Gunaratneが含まれる。

政府は、文民の機能を侵害する軍によるタスクフォースと委員会を並行して設置し、重要な制度的チェック機能をひっくり返し、民主的な進歩、司法機関およびその他の主要機関の独立を脅かしていると報告書は述べている。

報告書はまた、市民社会組織、人権擁護者および被害者に対する強まる監視と嫌がらせのパターン、および独立したメディア空間の縮小を報告しています。40以上の市民社会組織が、犯罪捜査局、テロ捜査課、国家諜報機関の職員など、さまざまな治安機関による嫌がらせを報告しています。

「高等弁務官は、国家機関による脅迫するような訪問や人権擁護者、弁護士、ジャーナリスト、ソーシャル・アクター、人権侵害の犠牲者とその家族に対する嫌がらせを含むあらゆる形態の監視を直ちに止め、正当な市民社会活動を制限する法的措置のさらなる押し付けを控えるよう当局に要請する」と報告書は述べている。

報告書は、持続可能な開発目標に向けて政府がコミットメントを表明したにもかかわらず、タミル人とムスリムのマイノリティはますます周縁に追いやられ、国家ビジョンと政策から除外されていると警告している。国家の最高位にある人びとからの分断を招く差別的な言説は、さらなる二極化と暴力を生み

出す危険をはらんでいる。スリランカのムスリム・コミュニティは新型コロナウイルス感染の広がり
と2019年4月の復活祭攻撃の余波のなか、ますますスケープゴート化されています。

報告書は、スリランカの武力紛争は、国のマイノリティ、特にタミル人への差別と疎外が次第に深まったことを背景に起きたと述べている。すべての当事者が犯した重大な人権侵害と虐待には、スリランカのすべてのコミュニティに関係する超法規的殺害、強制失踪、恣意的拘禁、拷問および性暴力が含まれており、一連の国連報告書に報告されている。

歴代の政府によって任命された多数の調査委員会は、真実を正確に明らかにし、人権侵害に対するアカウントビリティを確保することに失敗したと報告書は述べている。政府は今、これまでの委員会の調査結果を検討するために新しい調査委員会を任命したが、委員会は多様性と独立性に欠けており、その権限は有意義な結果をもたらすという確信を抱かせない。

公務員や治安部隊などに対する「政治的被害」の疑いを調査する大統領調査委員会は、著名な人権侵害事件や汚職事件に関する警察の調査および訴訟手続きを弱体化させた。

いくつかの象徴的な人権侵害事件の調査を主導した刑事捜査部の元課長が逮捕された一方で、いくつかの象徴的な事件の捜査における主導的役割に対する報復を恐れてスリランカを離れた同じ部の別の調査官は現在刑事起訴されている。

「スリランカの刑事司法制度は長い間干渉を受けてきたが、現政府は過去の犯罪に対するアカウントビリティから逃れるために、現在進行中の調査と刑事裁判を積極的に妨害あるいは停止しようとしている。」と、報告書は述べている。

ミシェル・バチェレ国連人権高等弁務官は、過去と向き合うことを怠ることは、正義、賠償、そして愛する人の結末について真実を求め続けている何万人もの家族に、壊滅的な影響を及ぼし続けていると強調した。

バチェレ高等弁務官は、国連加盟国による断固たる措置を求め、「犠牲者とその家族の毅然とした勇気ある継続した正義の呼びかけに耳を傾け、さらなる人権侵害の早期警告の兆候に注意を払うよう、国際社会に要請する。」と、述べた。

「政府が国内でアカウントビリティを進める力がなく、その意思もないことを示した今、国際犯罪に対する正義を確保するために国際行動をとる時が来た。各国はまた、域外管轄権あるいは普遍的管轄権の原則のもと、国内の裁判所によるスリランカのすべての当事者による国際犯罪の調査と起訴を追求すべきである」とバチェレは述べた。

「各国は、重大な人権侵害や虐待の加害者とされている者に対する資産凍結や入国禁止といったターゲットを絞った制裁措置の検討も可能である。国連平和維持活動へのスリランカの貢献の見直しは継続さ

せられなければならない」と、高等弁務官は付け加えた。バチェレはまた、将来のアカウントビリティのプロセスのために、証拠の収集と保存に特化した活動を支援するよう理事会に要請した。

高等弁務官は、制度的な不処罰への対処と市民空間を保証を効果的に行うことができはじめてスリ Lankaは持続可能な開発と平和を達成できると強調した。

「それができなければ、今後、人権侵害と潜在的な紛争を繰り返すパターンの火種となるでしょう」と、高等弁務官は述べた。

報告書を作成するにあたり、国連人権高等弁務官事務所は政府から詳細な質問に対する書面回答を受け取り、2021年1月7日には政府代表団とのオンライン会議を持った。政府は報告書に対するコメントも提出している。

報告書は2月24日に人権理事会に正式に提出され、その後インタラクティブな対話が行われる。

報告書へのリンク：https://www.ohchr.org/Documents/Countries/LK/Sri_LankaReportJan2021.docx